



平成 23 年 7 月 14 日

各位

株式会社 ザ・トーカイ

ガス事業法違反に対する是正措置の完了について

弊社は、平成 23 年 3 月 30 日、中部経済産業局及び中部近畿産業保安監督部より、ガス事業法に基づく事業の許可を受けずに行っている簡易ガス事業であると判定され、弊社が嚴重注意を受けた集合住宅群について、是正措置が完了しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

再発防止策、是正措置の完了報告日

- (1) 再発防止策の提出 平成 23 年 4 月 27 日
- (2) 是正措置完了報告書の提出 平成 23 年 6 月 20 日

法が規定する許可対象の認識の仕方について、弊社の従来の理解に一部誤りがあり、結果として法に抵触する供給となっていた事態を深く反省致し、是正報告に従って速やかに是正措置をとり、周知・教育を含めた再発防止策を今後も社内で徹底致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 TOKAI ホールディングス 広報・IR 室 担当 酒井
TEL : 054-273-4878